

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浮島委員長 次に、中根康浩君。

○中根（康）委員 民進党の中根康浩でございます。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案の審議を続けさせていただきたいと思っております。

まず、福島第一原発の事故処理費用が約十一兆円から二十一・五兆円に倍増し、国民負担増を提案した東電改革・一F問題委員会、これは平成二十八年の十月から十二月にかけて八回開かれたものでありますが、この委員会是非公開で行われて、録音もされていない。議事録も作成されていない。これは、たまたま四月八日、先週、地元に戻って地元の中日新聞、ちよつとことし中日ドラゴンズは調子が悪いんですけれども、中日新聞で報道されたものなんですけれども、この報道が事実であるかどうかということなんです、二十一・五

兆円にも上ることに関する議論が全く記録されずに終わってしまったのは、後世の人、あるいは私たちがどうしてそうなんですけれども、国民負担増の経緯がどんなことであつたか、的確に検証することができないということになってしまふわけであり、まず、御指摘いただきました東電委員会につきまして、東電委員会は、経済産業省に設置法に基づいて設置されて、東電改革について御議論いただくための委員会でございます。

この、議事録をつくらないということについての事実関係を御説明いただきたいと思っております。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

まず、御指摘いただきました東電委員会につきまして、東電委員会は、経済産業省に設置法に基づいて設置されて、東電改革について御議論いただくための委員会でございます。

この委員会につきましては、かなり詳細な議事要旨を作成しております、これを公開しているところがございます。政府が定める規定にのっとりまして適切に対応している、このように認識しております。

さらに、記事にある、議事の記録、いわゆる議事録につきましても、現時点ではこれは未作成でございますけれども、今後、公文書管理法に基づく行政文書の管理に関するガイドラインのとりまして、作成することになっております。

これとは別に、制度改革についての詳細を御議論いただくために、総合エネルギー調査会、これは審議会でございますが、そのもとに電力システム改革貫徹に関する政策小委員会というものが設置されて、そこでいわゆる託送制度の議論を行われていたわけですが、この審議会につきましても、公開のもとで行われておりまして、議事

も公開されているということでございます。

○中根（康）委員 改めて確認しますけれども、議事録と議事要旨ではどう違うのか。要するに、議事要旨というのは、誰が具体的にどういう発言をしたかということが逐一正確に残されているものではなくて、大体こんなことが議論されたということが議事要旨だという感じがするんですけれども、後日議事録がきちんとつくられる、こういう御答弁でございましたので、これはもう半年近くたつことでございますので、速やかに作成をされた方が、こういう中日新聞の報道などは、これが誤報であるのか、事実を十分把握していない上での報道だったのかということとはよくわかりませんけれども、しかし、こういう報道につながらないように、議事録というもの、あるいは必要に応じて議事要旨でもいいのかもしれないけれども、国民に対して、国民負担も伴うことでありますので、いつでも正確に国民に説明ができるように整えておくということは必要なことだと指摘をさせていただきます。

それで、原賠法のことなんですけれども、原賠法の第三条のただし書きの異常な天災地変というもの、これを今回適用せずに、東電の無過失責任という形にしたわけなんです。

それで、東電の責任を免責しなかったということ、私が思うには、原子力事業の存続ということよりも、むしろ重きは、賠償を最後まで責任を持って担ってもらおうということにあるんだらうというふうに思います。つまりは、東電の無過失無限責任ということで無限大に広がりかねないこ

の東電事故の被害者を最後まで救っていくというところに、この原賠法の第三条ただし書きを使わなかったという心があるんだろうというふうに思っております。

それで、無過失無限責任でどこまで賠償するか。当然、上限なく全てを賠償するというところになるわけでありまして、この全てをとるところの中にいろいろなケースが入ってくるんですが、誰一人置き去りにしない、泣き寝入りをするようなことにはしてはいけないということなんです。

また、人の命とか健康とかにかかわることというのはなかなか金銭で評価するというところは難しいわけでありまして、あるいは、ずっと長期間経過した後には被曝したことによって発症するがんとというようなことに対しても、検証することはなかなかこれから困難をきわめていくんだろうというふうに思います。あるいは、住みなれた大切なふるさとを失った喪失感、あるいは離れざるを得ないということ、こういうこともお金には換算しにくい。

しかし、それでもなおかつ、東電が事故を起こさなければ今起こっているようなことは全て起きなかったわけでありまして、本来、みんな救われて全て原状に戻されるという方向性で物事が進んでいかなければならないというふう考えたときに、いじめの問題もその中に入ってくるんだろうというふうに思います。

原発事故がなければいじめられることもなかった、避難先でいじめに遭い、避難生活といじめの二重の苦しみを味わうというとても気の毒な状況

に向き合うということも、事故がなければなかったということでもあります。

きのう、きょうと文科省が調査をした結果が報道されておりませうけれども、あくまでも文科省の調査というのは氷山の一角ということであらうと思えます。

法務省が出した通知の中の例示として、福島から避難した子供が名前に菌をつけて呼ばれる、あるいは、放射能がうつると言われるという事案が起きている、こういう文言も見受けられるわけがあります。

避難者のいじめの問題については、今も御紹介申し上げました。法務省は二月十四日に、適切に対応することを要請する通知を出しております。文科省も、調査に加えて、数次にわたっているいろと通知を出しているわけでもあります。

このいじめという問題も、東電の無過失無限責任、賠償の対象となるのではないかとこのことについては、東電とか、あるいは国、経産省というものも当然無関心であってはいけないし、何かできることがあるんだろう、文科省とか、あるいは法務省とかと、関係省庁と連携してということであらうと思えますが、このいじめの問題について経産省としてどのように考えておられるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省といたしましては、避難指示にかかわる組織といたしまして、これは、震災の直後から、自治体あるいは住民の方々と対話をする過程

で、まさに今お話があったようなことから、あるいはもつと厳しい事例まで、さまざまなお話をこれまで聞いてきております。そういう意味では、このいじめの問題というのは大変に深刻であるということは、私も重々認識をいたしております。さらに加えて、こういういじめの問題、あるいはそういったことが存在するということが自身、被災されている方々が自立をしていく、あるいは生活の再建に向かって努力をしていく、そういった意欲をそぐということにもまたなっておりますので、そういった意味でも非常に重大な問題だということで、何かできないかという思いを常にまた持っております。

こういったものを見ますと、その根底には、やはり、福島の実況が正しく認識されていないということがそれも一つの大きな要因としてあるというふうに思っております。また、風評被害が継続しているということも、ある意味そういうことと同根ではないかというふうに思っております。そういう中で当省といたしましては、これは他省庁とも連携をしながらですけれども、特に、復興の現状、あるいは廃炉・汚染水対策なんかの進捗について、これをわかりやすく国民の方に発信をするというようなことを、例えば、動画をつくる、あるいはいろいろなデジタル掲示板を使った発信をするとか、あるいはパンフレット、あるいはもつと短い資料とか、いろいろなものをつくって、全国にそういったものを通じた広報ということをやっております。それから、東京電力にも、例えばいろいろな報道が出るときに、やはり、

いろいろないたずらな混乱が生じないように丁寧に発信をしていくというようなこともまたお願いをしております。

それから、リスクコミュニケーションと言われる、いわゆる放射線に対するいろいろな懸念とかということがあるわけですけれども、こういったことについても、文科省とか環境省とかいろいろな役所と連携をしながら、発信の面でまた協力をしておりまして、できるだけ正確な状況を伝えながら、そういった問題が緩和に向かっていくようにしたいというふうに思っております。

また、賠償との関係については、こちらは、精神損害賠償という形で、特にいじめとくに特化しているわけじゃありませんけれども、心の負担とかいろいろなことも踏まえた形での制度面での対応ということも行われているということでございます。

以上でございます。

○中根（康）委員 世耕大臣もいろいろと発言の発信の機会があるわけでありますので、これは文科省とか法務省という担当だということではなくて、発信力のある世耕大臣、とても滑舌がよろしくて、やりとりしていてもすぐ聞きやすいというふうにも感じがしておりますので、その滑舌のよさとか発信力の強さで、そういう記者会見とかいろいろな機会を使って、いじめは絶対になんかだと、政府を挙げてぜひ訴えていたいただきたい。

被災者に対するいじめは、今回のこの東電事故だけではなくて、あらゆることにおいて最悪です

よね、もう最悪。こういうことは絶対だめだというのを、ぜひ大臣も、何かの機会というか、折に触れて御尽力賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

被災者に対する不合理的な差別や偏見ということでありますけれども、今は世耕大臣にこれからの御尽力をお願いしたわけでありまして、大変残念ながら、先頭に立っていただくべき今村復興大臣が、自己責任論で被災者を切り捨てるというふうな、これは、後で謝罪をしたり、あるいは取り消したり撤回したりということでは済まないと思うんです。

四月四日の記者会見で、自主避難者をめぐる記者とのやりとり、改めて別に紹介する必要もないかもしれませんが、その問題になっているところだけを少し申し上げますと、確かにこれは問題だと思っております。

「福島県外、関東各地からも避難している方もいらつしやるので、やはり国が率先して責任をとるといふ対応がなければ、福島県に押し付けるのは絶対に無理だと思っておりますけれども、本当にこれから母子家庭なんかで路頭に迷うような家族が出てくると思っておりますが、それに対してはどのよう責任をとるおつもりでしょうか。」という問いに対して大臣は、「いや、これは国がどうだこうだというよりも、基本的にはやはり御本人が判断をされることなんです。」ということ。

それから引き続き、「国の役人がね、そのよく福島県の事情も、その人たちの事情も分からない人たちが、」

やその人たちの事情もわからないというふうに、復興大臣が自分の部下をそういうふうな決めつけちゃだめですよ。よく知っていないといけないと思っておりますけれども、「国の役人がやったつてしようがないでしょう。」というふうに答えておられるし、また続いて、「大臣御自身が福島県の内実とか、なぜ帰れないのかという実情を、大臣自身が御存じないからじゃないでしょうか。」ということに対して大臣は、「御本人が要するにどうするんだということを言っています。」「でも、帰れないですよ、実際に。」「えっ。」と。「えっ。」と言っているんですね。「実際に帰れないから、避難生活をしているわけです。」という問いに対して、「帰っている人もいるじゃないですか。」というふうに言っておられる。

そういうやりとりが続いて、大臣は、「それはそれぞれの人が、さっき言ったように判断でやればいいわけでありまして。」それで記者が、「判断ができないんだから、帰れないから避難生活を続けなければいけない。それは国が責任をとるべきじゃないでしょうか。」ということに対して今村大臣は、「いや、だから、国はそういった方たちに、いろんな形で対応しているじゃないですか。現に帰っている人もいますか、」というふうなことを言って、記者がさらに「帰れない人はどうするんでしょうか。」という問いに対して、「ここでその自己責任発言が出てくるんですけども、」どうするって、それは本人の責任でしょう。本人の判断でしょう。「それで、」自己責任ですか。「という問いに対して「えっ。」とい

うふうに言っておられて、「それは基本はそうだと思いますよ。」こういうやりとりなんです。

再三念を押しながら確認をして、それで、今村大臣は自己責任論をまた再三答えておられるわけです。

このやりとり、今問題になっているんですが、一議員なら、いろいろな見解があつて、その発言が次の選挙で有権者から審判されてということはあるかと思えますけれども、やはり今村さんは復興大臣でありますし、復興を担当する大臣がこうした考え方を確信的に御発言されておられるという事は、これは内閣全体がそうだという事になりかねないし、そうすると、内閣の一員でもある世耕大臣も同じ考えでやっておられるということにもなりかねないわけでありまして、世耕大臣の、この今村復興大臣の自己責任論という発言に対してどうお考えになっておられるか、お聞かせをいただければと思います。

○世耕国務大臣 今村大臣の御発言に関しては、御本人が誠心誠意おわびになつておられるというふうに思っています。

具体的には、今村大臣の発言として、「私の発言で皆様に御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。記者会見の場において感情的になつてしまいました。今後は冷静、適切に対応してまいります。引き続き、誠心誠意職務に当たり被災者に寄り添い、復興に全力を尽くしてまいります。」というふうにおっしゃっています。もうこのことに尽きるんじゃないかというふうに思いますし、総理も、これは福島県の現場視察という中

でこの今村大臣の発言に関して、政府を代表する立場でおわびをしておられるわけでありまして、もうこのことに尽きるんだらうというふうに思っております。

経産省としては、避難者の方々のみずからの判断で福島に帰還することができるよう、インフラ復旧ですとか、復興、医療、そして教育、鳥獣害対策、いろいろ政府が取り組んでいくわけですが、その中でも経産省は、特にならわいの再生、仕事ができ、雇用があつて、ちゃんと帰れるという環境を整えていくということが何よりも重要だということで、省を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○中根（康）委員 確かに、謝罪をしたり撤回をしたり、これから全力で取り組むということはおっしゃっておられますけれども、しかし、こういう自己責任論みたいものがやはりくすぶつていてから前段のいじめというふうな事にもつながつてしまふわけでありまして、間違つても言つてはいけないと思ふんです。繰り返し申し上げますけれども、後で取り消せばいいという話じゃないわけで、だめなんです。こういうことは絶対だめなんです。

今村大臣、今おっしゃっているんですが、けさの新聞にたまたま目についたんですけれども、十一日というわけですから、きのうの衆議院の東日本大震災復興特別委員会、原発の避難者が故郷に帰れないことを本人の責任としていた発言を改めて取り消し、自主判断と言ひ直したと。自主判断にも当然責任はある、こういう発言をしておら

れるわけでありまして、あくまでも自己責任論的なものを繰り返しておられる。こんなことでは、いじめ問題も根絶することはできなくなつてしまふと思ひますよ。

こういうことは、先ほど大臣にお願いしましたけれども、もうほかの大臣はいいです、世耕大臣はぜひ、自己責任じゃないんだ、東電が事故を起こしたから、国の国策として進めてきた原発が事故を起こしたから、本来幸せに、平穩に暮らしているはずの人たちが、いじめに遭うはずもなかった子供たちが今こういう状況になっているのは、彼ら被災者の責任は全くないんだということをぜひいろいろな場面で御発信をいただけますように、重ねてお願いを申し上げます。

原賠法なんですけれども、第一条の目的規定に、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」というふうな書いてあるのはもう御承知のとおりでありますけれども、ここにある「被害者の保護」ということと「原子力事業の健全な発達」、この二つが併記されているということ、これは、一九六一年にこの法律がつけられたときには、原子力事故が起きて、なお原子力事業を健全に発達させることができるというふうな考へていた。それは、その当時の考へ方としては、樂觀的過ぎると言えるのかもしれないが、原子力事業に夢を抱いていた国として、あるいは国民もそうだったかもしれない、そういう状況の中でおかしなことではな

つたのかもしれない。

しかし、今私たちは、今回の東日本大震災で、一旦原発事故が起きたら、もはや健全な発達など原子力事業においてほぼ不可能だということを教訓として学び取っているのではないかとというふう

に思います。
それと、今審議中の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法にも第一条の目的に、「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る」というふうにも、これも、賠償のことに原子力事業の円滑な運転ということが両論で併記されているわけでありませう。

こういうたてつけの法律が賠償に関してほかにあるかどうか。私も厚生労働委員会の経験が長いものですから、そつちの方に賠償の法律が幾つかあったような気がしたものですから、いろいろ見えてみて、石綿による健康被害の救済に関する法律だとか、あるいは水俣病被害の救済に関する特別措置法だとか、カネミ油症の法律だとか、それから公害健康被害の補償に関する法律だとか、こういった幾つかの賠償に関する法律を見たときに、当然、賠償に関しての規定はあるわけなんですけれども、例えば石綿による健康被害の救済に関する法律なんかで、及びとか、石綿事業の健全な発展を図るとか、そういうようなことは一切書いていないわけで、賠償に関する法律はあくまでも賠償のことが書いてあるわけでありませう。

いまだに賠償が完了していない、緒についたばかりである今回の東電事故、さまざまな疑問とか、

あるいは課題が十分解決していない。特に使用済み核燃料の処分の問題なんかは、どう答えを出していいのかわからない。こういう状況において、原賠法あるいは原賠機構法、「原子力事業の健全な発達」とか、「原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営」とか、こういうことが賠償の法律の中に堂々と書き込まれているということについては、本来両立し得ないものがここに書き込まれているのではないかとこの違和感を感じないわけでもないんですけれども、大臣はこのあたりのところをどうお考えになるでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、福島第一原発事故の賠償については、これはもう今、決まった方針に基づいて、今回も、風評で被害が長引いている部分をカバーするという対応も決めさせていただいているわけですが、その方針にのっとってしっかりと着実に賠償を行っていく、もうこれに尽きるんだろうと思います。

今後起こってほしくはありませんけれども、今後方が一起こったときの原子力損害賠償のあり方については、今、制度の見直しということで、原子力委員会の専門部会で一昨年五月から検討が行われております。昨年八月には、これまでの議論を踏まえて、中間的な論点の整理が行われたところでありませう。

今後、今御指摘の法律の目的規定のあり方も含めて、具体的な制度設計の見直しについてはまだ結論が得られていないというふうには認識をしております。引き続き検討が行われるんだろうと思

では、現行の法律でなぜそうなっているのかという点でありますけれども、迅速で適切な賠償で被害者を保護するためには、やはり、万が一の事故に備えて賠償するだけの資力を持つて、それが非常に重要であるということ、そして、実際、原子力事業は民間事業者が担っているわけでありまして、この原子力事業の健全な発達や円滑な事業運営のもと、原子力事業者が、必要な体制、組織、資金、技術、人材などを維持していくということが迅速かつ適切な賠償にもつながる。その辺りが、原子力事業者というかなり限定される事業者とその賠償というのがかなり明確な対応関係になっているものからこういう表現になっているんじゃないかというふうに思いますけれども、原賠法や原賠機構法に定められている今御指摘の二つの目的規定というのは、そういう意味で私は両立し得るものではないかというふうに思っております。

○中根（康）委員 そうはおっしゃいますけれども、東電が自分の力で賠償できないということでも、国民負担が今審議されているわけでありまして、「原子力事業の健全な発達」ということの中に例えば廃炉とかいうことが意味合いとして含まれているということであるならば一定の理解ができるんですけれども、一旦原発事故が起きたら、もう健全な発達とかというふうには言っていられないんじゃないかというふうに思うんですけれども、それは今後の議論にしたいと思

私は、これまでの日本の経済成長に必要な電力を安定的に供給してきた原発というものを全否定

するつもりはありません。むしろ、そこにかかわってこられた技術者の方々や、あるいは立地地域の地元の方々の御理解とか、さまざまな関係者の皆様方に敬意を表するわけでありませうけれども、他方で、例えば、自動車会社がこれまでのガソリンエンジンから電気あるいは水素というふうに変わるように、電力事業もどんどん変わっていくっていいと思うんですよ。

実際に、車の工場ができると、その周りには関連工場ができたり雇用が生まれたり、その地域に住む人のためにサービス業が集まってきたり、いろいろな波及効果があるんですけども、原子力発電所ができたところは、原子力発電所ができて相変わらずそのまま、残念ながら、その周りに関連の事業所ができたり商店街が生まれたり、そういうことがなくて、いつまでも入り江の奥にひっそりと原発はたたずんでいるということで、どうも原発というのは、確かに最先端の技術なのかもしれないけれども、何十年前か前と今と、技術の革新というものが余り生まれていないんじゃないかと、あるいは、地域の、周りの経済に対する波及効果や雇用の創出効果ということで、車と比べては気の毒なのかもしれないけれども、少ないんじゃないかなという感じがするんです。

輸出も、原発システムだけではなくて、例えば経産省としても、これから再エネのシステムをインフラ輸出するというのであれば、途上国は工業団地をつくっても電気がなくてなかなか操業できないだとか、あるいは、PKOなんかで状況的に厳しいところに橋や道路をつくるだけじゃなく

て、その再エネのインフラを整備してあげるというようなことによって国際貢献できるというようなことにもなるんだらうと思えますけれども、原発輸出ではなくて再エネ輸出ということについて大臣はどう考えるか、経産省はどう考えるか、御答弁いただければと思います。

○世耕国務大臣 再エネの輸出も、特に途上国なんかは、いきなり再エネだけでというのはなかなか難しいですよね、やはり電力の安定性がなきゃいけませんから。

そういう意味では、日本はいろいろな種類の発電技術を持っておりまして、特に石炭火力なんかは、他に比べてCO₂を余り発生しない高効率の石炭火力の技術も持っていますから、そういうものをいろいろ組み合わせる中で再生可能エネルギーの輸出というの、一つ、質の高いインフラの輸出のメニューの中に入っている。

特に寒冷地では、風力発電だと氷がついちやつて回らなくなったり、あるいは、その氷が回って飛んできて危なかったりするんですが、日本は氷のつきにくいプロペラをつくる技術とかそういうのもありますから、日本の持てる特性をうまく生かしながら、ただ、再生可能エネルギーを海外へ持っていくかと思つたら、日本の場合、まだやはり高いですよ。

日本の場合、国土が狭いので、太陽光発電にしても、非常にレベルの高い、効率の高いものじゃないやいなやいけません、場所が幾らでもあるような国とか砂漠が広がっているような国は、逆に、そんな高品質じゃなくてもいいからもう一気に引き

たいみたいなのがありますから、なかなか海外の需要と合わせるというのは難しい点もあるかもしれないけれども、再生可能エネルギーについても、メニューの一つとして頑張っていかなければいけないと思つています。

○中根（康）委員 次の質問に移りたいと思えます。

原発費用を国民負担とする閣議決定は去年の十二月二十日になされたと聞いております。それに対するパブコメはというと、十二月十九日からこの月の十七日に行われている。パブコメよりも閣議決定の方が先に行われている、この順番も逆じゃないのかなという感じがするわけなんです。

賠償費と廃炉の一部を、二〇二〇年から四十年間、託送料に上乗せして国民から回収することのやり方なんですけれども、これに対して、総理が消費者委員会に諮問をして、消費者委員会が答申を出した。あるいは、河野前消費者担当大臣も、それから今の松本消費者担当大臣も、経産大臣に対して申し入れがなされているわけでありまして。

その申し入れというのは、いろいろありますけれども、廃炉・賠償に関する費用の一部を託送料金等で回収する件につきましては、消費者に過度な負担を求めることにつながるため、極力慎重であるべきだというような言葉で申し入れがなされているわけでありまして。

今回の廃炉・賠償費の上乗せ、特に、賠償費の過去分の上乗せについて消費者の意見を十分酌み取っているのかどうか。

例えばパブコメの中においても、「事故に備えて積み立てておくべきだった過去分」という理屈は通常の商取引ではありえない。契約通りに支払った消費者に、過去に遡って不足分なるものを請求する法的根拠はない。この理屈に従えば、東電の過去の事業で利益を得た株主や債権者さらに給料や退職金を受け取った東電社員からも相応の「過去分」を取り立てなければならぬ。」というようなパブコメも寄せられているわけであります。

こういう、消費者とか、あるいは消費者担当大臣から、あるいは消費者委員会から出されたさまざまな意見を今回の仕組みの中に反映されているかどうかということであれば、余り反映されていないんじゃないか、聞きおくだけにとどめているのではないかという感じがするんですけども、いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、松本消費者担当大臣からのコメントについては、これは当然我々も真摯に受けとめて、この賠償の備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して広く消費者から回収する際に、消費者の負担の内容を料金明細書に明記するように求めていくことを審議会の報告に盛り込むなど、消費者委員会の答申や松本大臣の御発言も踏まえた対応をさせていただいたというふうに思っています。

これを受けて松本大臣からは、本件が消費者の利益に大きくかわるということを御理解の上の対応だろうと受けとめておりますという発言もいただいているところであります。

また、パブコメに関して、今、一般の方から来たパブコメを一つ引いていただいております。

一番の問題は、通常の商取引じゃないんです、これは。規制料金という制度の中で過去分を請求することを、我々も、安全神話に寄りかかって、いざというときの備えをしてこなかったということがありますので、それについては、やはり、当時原子力から裨益を受けていた国民から広くいた、それをいただく最も適切な方法が託送料金だという判断をさせていただいた。

そういったパブコメに対しても、できる限り丁寧な回答をさせていただいてきたつもりでございます。

○中根（康）委員 まだ残した質問がありますけれども、時間が参りましたのでこれで終わります。ありがとうございます。